

# 耳鼻咽喉科専門医制度規則施行細則

昭和 58 年 5 月 20 日制定  
昭和 62 年 5 月 15 日改正  
昭和 63 年 4 月 23 日改正  
平成 2 年 4 月 14 日改正  
平成 3 年 5 月 15 日改正  
平成 6 年 5 月 18 日改正  
平成 10 年 5 月 22 日改正  
平成 14 年 5 月 17 日改正  
平成 15 年 5 月 23 日改正  
平成 16 年 5 月 14 日改正  
平成 22 年 5 月 18 日改正  
平成 24 年 5 月 9 日改正  
平成 30 年 3 月 16 日改正  
令和元年 11 月 1 日改正  
令和 6 年 3 月 15 日改正  
令和 7 年 7 月 18 日改正

(施行細則の趣旨)

第 1 条 耳鼻咽喉科専門医制度規則（以下「規則」という。）の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、この細則の定めるところによる。

(委員会の構成)

第 2 条 専門医制度委員会（以下「委員会」という。）の委員の数は、10 から 15 名とする。

(委員の再任)

第 3 条 委員の再任はこれを妨げない。

(委員会の業務)

第 4 条 委員会は、委員会の庶務、経理および広報に関する業務、専門医の登録および認定証の交付に関する業務ならびに委員会の行う調査(研修委員会の行う調査を除く。)に関する業務を行う。

2 委員会は、専門医認定審査に関する業務および専門医の認定の更新に関する業務を行う。

3 委員会は、研修に関する次の業務を行う。

- (1) 耳鼻咽喉科専門研修プログラム（以下「専門研修プログラム」という。）の認定に関する業務
- (2) 実地調査に関する業務
- (3) 学術集会の認可に関する業務
- (4) 研修目標の設定に関する業務
- (5) 生涯教育の計画および実施等に関する業務

(専門医の認定申請の手続き)

第 5 条 専門医の認定申請をしようとする者は、審査料 30,000 円を添えて、所属する地方部会の地方部長（以下「所属地方部長」という。）を経て必要書類を日耳鼻に提出しなければならない。

(専門医認定審査の実施)

第6条 専門医認定審査は、毎年1回実施することとし、日耳鼻は、審査を開始する日の3ヵ月前までに専門医認定の申請受付日および審査実施期間を告示するものとする。

2 前項に定める審査のために試験を行うときは、別に定める専門医試験実施要項による。

(専門医登録の手続き)

第7条 専門医の認定を受けた者が、認定証の交付を受けようとするときは、専門医登録料41,000円(専門医登録料および日本専門医機構への手数料11,000円を含む)を日耳鼻に納付しなければならない。

(専門研修プログラム認可手続き)

第8条 専門研修プログラムの認定を受けようとするときは、専門研修プログラム統括責任者は必要書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

2 日耳鼻は、必要と認める場合には当該プログラムを実地調査することができるものとする。

(専門研修プログラムの有効期間)

第9条 専門研修プログラムの有効期間は、5年とする。ただし、新規に専攻医を募集する場合は、毎年プログラムを申請しなければならない。

(専門研修プログラム統括責任者の業務)

第10条 専門研修プログラム統括責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 専門研修プログラムの作成
- (2) 専攻医の指導
- (3) 研修結果についての評価
- (4) その他プログラム運営に必要な業務

(専門研修プログラム統括責任者の報告義務)

第11条 専門研修プログラムに変更があったときは、専門研修プログラム統括責任者は、専門医制度委員会に報告しなければならない。

(専門医の認定更新の基準)

第12条 専門医の認定更新の基準は、耳鼻咽喉科専門医更新基準に別に定める。

(専門医の認定更新の手続き)

第13条 専門医の認定更新をしようとする者は、次の書類および更新料を日耳鼻に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定更新申請書および更新料41,000円(日本専門医機構への手数料11,000円を含む)
- (2) 研修実績の報告書(耳鼻咽喉科専門医更新基準に定められたもの)

(専門医の活動休止の手続き)

規則第16条第3項に定める専門医活動の休止をしようとする者は、活動休止申請書を日耳鼻に提出し、日耳鼻及び日本専門医機構の承認を得なければならない。

(資格喪失者の再申請)

第14条 専門医の資格を喪失した者の再申請は、耳鼻咽喉科専門医更新基準に別に定める。

(苦情処理)

第15条 会員は、本制度によって生ずる苦情を理事会に上申することができる。

2 前項により上申された苦情は、理事会が処理するものとする。

(既納の審査料、登録料、更新料の返還)

第16条 既納の審査料、登録料および更新料は返還しない。

(提出書類の書式)

第17条 この細則の施行に必要な書類の様式は、別に定める。

## 附 則

- 1 この施行細則は、規則附則に準じて施行する。
- 2 この改正は、令和7年7月18日から施行する。